

三木市テイクアウト支援給付金支給要綱を次のように定める。

令和3年1月29日

三木市長 仲 田 一 彦

三木市テイクアウト支援給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により売上高が減少する市内飲食店事業者が、店内飲食に加えて、持帰りサービス（以下「テイクアウト」という。）を実施する場合に、その経費とともに事業の継続を支援し、もって事業者の新たなビジネスモデルによる業態変化を促すとともに、まちの活力を維持することを目的とする。

(給付金の支給対象者)

第2条 三木市テイクアウト支援給付金（以下「給付金」という。）を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、申請日において次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同法にいう会社の範囲に含まれない法人（特定非営利活動法人、一般社団法人・財団法人等）にあつては同条に規定する中小企業者の範囲に準ずるものとして市長が認めたものとする。
- (2) 市内で飲食業を営む個人又は法人であること。
- (3) 店舗において飲食を提供するサービスを主たる事業とする者であつて給付金の支給を申請する時点においてテイクアウトをあわせて実施していること（デリバリー専門店、持帰り専門店、移動販売、イートインその他店舗内又は店舗外に飲食に供する設備を有しない店舗を除く。）。
- (4) 三木市テイクアウト応援チケット取扱要領を遵守し、チケットの取扱店舗（以下「取扱店舗」という。）として登録することに同意する者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が暴力団員等

(三木市暴力団排除条例(平成24年三木市条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。)である者

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者

ウ 市税を滞納している者

エ 政治団体

オ 宗教上の組織若しくは団体

(給付金の額等)

第3条 給付金の額は、予算の範囲内において、取扱店舗1軒につき10万円を給付する。

2 この要綱による給付の回数は、一の支給対象者につき1回を限度とする。ただし、取扱店舗を追加した場合は、この限りではない。

(給付金の支給申請等)

第4条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める日までに、三木市テイクアウト支援給付金支給申請書兼請求書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) テイクアウト調査票(様式第2号)

(2) 市内で飲食店を営んでいることを証する書類

(3) テイクアウトに供する商品の写真及び取扱店舗において飲食を提供する設備の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書は、第5条の規定による給付金の支給が決定された場合における給付金の請求を兼ねるものとする。

(給付金の支給決定)

第5条 市長は、申請者から前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、給付金の支給を決定したときは三木市テイクアウト支援給付金支給決定通知書(様式第3号)により、給付金の不支給を決定したときは、三木市テイクアウト支援給付金不支給決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(給付金の支給)

第6条 市長は、前条の規定により給付金の支給を決定したときは、前条の規定に基づき当該給付金の支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)に

対し給付金を支給するものとする。

(給付金の支給決定の取消等)

第7条 市長は、給付金の支給を受けた後に受給者の要件に該当しないことが判明した場合又は偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けていたことが判明した場合は、支給決定を取り消すものとする。

2 前項の規定により、支給決定を取り消された受給者は、市長が指定する期限までに、別に指示する方法により支給された給付金の全額を返還しなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。